海に生きる人びとと海の生き物

— 能登国鳳至郡名舟村の江戸時代から ——

はじめに

舳倉島・七ツ島と名舟村

三 胡獱の狩猟とその方法

海士の進出と名舟村

の胡獱猟の行方

ツ島では江戸時代にも胡獱猟が行われていたが、明治に入り途絶えたことが明らかになっている。 動機は、ニホンアシカの狩猟にあった。ニホンアシカは能登では「胡獱(トド)」と呼び慣らわされており、 れる舳倉島では、 の攻防、と言い換えてもよいだろう。 も、早くから人びとが活動していたことが知られている。遥か弥生の昔から人びとが舳倉島へ渡っていた最大の 本稿の主たる課題は、この胡獱猟をめぐる海に生きる人びとの攻防である。海の生き物と海に生きる人びとと 能登半島の先端の町、 弥生時代にはすでに人びとが渡り活動していた。その舳倉島に向かう途中に位置する七ツ島で 輪島市の沖合に七ツ島、 舳倉島と呼ばれる島嶼が浮かぶ。「海女の島」として広く知ら

【要旨】

念頭に置き、江戸時代、能登国鳳至郡名舟村(現石川県輪島市名舟町)に生きた人びとが七ツ島で行っていた胡 現在環境省のレッドリストで、特に絶滅の危機が高い「絶滅危惧IA類」に分類されている。本稿はこの事実を の前提として名舟村と能登に定住した筑前国鐘ケ崎海士との、舳倉島をめぐる鬩ぎあいにも触れている。 獱猟をめぐって闘われた幾多の攻防を、「自然と文明」という関心のもとで考察を試みたものである。また、そ 縄文時代より、日本列島をとりまく海域のいたるところに生息していたことが確認されているニホンアシカは

稿は、このように商品価値を高めたニホンアシカの狩猟、争奪をめぐる漁師間のみならず、商人、 品として流通した。毛皮も皮革製品の原材料となり、油を抽出した後の肉や骨などは肥料として利用された。本 攻防を仔細に検討することによって、 江戸時代、アシカ類は毛皮の下に厚い脂肪層をもっていることから、その脂肪を煮沸して抽出した油が主に商 江戸時代の文明史的位置を問おうとする試みでもある。 加賀藩等との

キーワード

胡獱(ニホンアシカ)、名舟村、海士、七ツ島、舳倉島

91

丞 雅博

はじめに

され 位置 すでに人びとが渡り活動していた。 れ 1 る島嶼 能登半島 てい |する七ツ島 **ŀ** 海女の島」として広く知られる舳 が 舳倉島は同じく約五○キロ の先端 浮 かか でも、 Š の $\widehat{\mathbb{Z}}_{1}$ 町 早くから人びとが活動 輪 島市の沖合に七ツ 七ツ島 は その舳倉島に向 陸地から北方約二五 メ 倉 (a) 島 (b) 1 } 島 して は ル の 弥生時 海上に ζì た跡 倉島 かう途中に 位置 と呼ば が 代 に 確 丰 は す 口

> V 画

ラス ツ島 きる人びととの攻 絶えたこと 品 **獱猟をめぐる海に生きる人び** ア の 々 一では江 ナ 動 に 倉島最古 遺跡 機は よっ 能 力 登で の 鑑賞した映画で が 戸 骨 の貝塚 海 て、 が明ら 時代にも胡 の哺 の遺 は が 多く出 遥 以防、 から か弥 跡、 か 胡 乳 類の狩 に 獱 深湾洞 たなっ と言 は 生 (トド)」と呼び 土しているとい 獲猟が行われて の てい アワ 猟に 昔から人びとが島 「これは網野史学だ」 いく 換えてもよ 遺 との ر ا あ る。 跡やシラス 攻防 本稿 サザ たも 慣らわさ . ئ いたが、 であ いく 0 エ のと見られ 主たる ナ遺 0) などに混ざっ る。 = か へと渡っ 朩 跡 8 れて 課題 知 胡 明治に入 ンアシカ か 獲と海に 7 3 れ し お (4) か (4) 思わず心 では、 T 出 な る。3い た。 てニ 土した た最 **図** 途 七 朩 シ

> する談話を寄せている網野善彦を発見した。(6) トに、「「自 である。 裡で呟い 0 る」と冒頭で述べ、 主題は深刻で、 その予感は当たっ 四然」と たアニ メ映 一「人間 簡 単に解決出来ない問 画が つぎのような発言をしている。 かある。 て ニっ おり、 の 宮崎 聖地 鑑賞後に が衝突する悲 題が 督 求 の 網 取り上 B 野 た 8 は 0) げら っこの 劇 0 フ 4 لح 姫 映 題

おら そういう意味で、 だと思います。 面 3 からつきつけ れ ン 然と人間 であるが故に可能な手法で、 ますが、「生きる」ことは、 の関係 人間が背負っていかなければならな ている映画だという印象を受けました。 映画の最後で「生きる」ということに触れ 0 持つ深刻な矛盾を、 何かを殺すことでもある。 思い切 宮崎さん て問題提起さ は アニ 問 れ メ た

正

根 とんど疑いを持たなかっ ます豊かになり、 自然 本から 性にして人間は てきた過程で、 復讐をうけはじめているいま、 間 からさまざまなものを獲得し、 の歴史は後戻りはできません。 反省せざるを得なくなっ 自分たちが一体、 すべてうまくいくということにこれまで 生きてきたわけです。 た。 しかしその結果として、 てい われ 何を殺し、 そのために何 る。 とにかく前に進 われはそうした生き方を そうすれ これまで生きて前進 何を切り捨てて ば人間はます]かを殺 自然 むため か は ほ

• 舳倉島

輪島

七尾

氷見

津播

金沢

外浦

七ッ島

飯田

富

伏木

高岡

図 1

名舟

寺家

内油

山湾

富山

能登半島

きたのかということを真剣に考えなければならなくなっている

か

でなく、

朩

カ自 危惧

環境 類

省

١,

ij

スト

あるが、 ても生き返る強靱 ために、 稿 で 0 課題 あ 近代になりニ る。 刺 に引きつ 激的 たし ヤ こな表現 な生命 ワ か なも け に ホ Ź 力を持 ン だ 0) 網 みるなら たがニ アシ では 野 は 朩 カ ありません の狩猟 りば、 T ンアシカ の発言のすぐ後で、 いる」 能 ば 登 から、 を とも述べて 七ツ島で絶えたば 0 人びとは 殺し」 殺しても 続け る 生 殺 か 7

> 文明 け お 的

最

勝利の過程があっ

た

と記してい

ることからも

そ

る

日 0)

会の

の歩みの

なか

「未開

0

最

後

0)

組

織的反撃と、

状況に対

する警鐘

を、

すでに

九七〇年

代

0

時

点で鳴らして

著書 本社 終的

『蒙古襲来』

の最後の項 に、

で、

世紀後半以降

に

お

もとより網野は、

絶滅種に対する関心を含め

地球環境の危機 類されている。

の危

が 在 高

絶滅 アシ

Ι 体

А が

に

分 の

のことは窺

わ

きたの し自然はそんなに



ニホンアシカとみられる海獣(山田致知『動物生 図 2 態写真集』第2輯、1942年、柳原書店)

8 は つ いく ĝ いう発言に連動する。 T た 様 怖 0) で れ 価 とら 関 は \$ す は の が 八) よいと思 係 大胆にいえば、 歴史的な事実と が 住 \$ る 自 え方 性 室 む 0) な ロ然と文明₋(9) 町 聖 0) か が崩り なかでニ 時代からで、 地 心ます」 Щ なのだと や森 れ 自 は 然 は

れるだろう。 そ れは ンフレ 0) ット た宮崎駿の 舞台を室町 で、 っ も の 眼 時 力 代 0) を け

県輪 ながら考察を試 人間 をめぐっ アシ)ぐる攻防にも触れておきたい。 (ユ)。 入名舟村と能登に定住した筑前国 たい。 島 はどの 市 カ 名舟 て闘 具体的 をめぐる海に生きる人びとの ように向き合っ 町 わ 、みるものである。また、そこに至る前没皆とした向き合っていたのかという関心を背後に置き には、 れた幾多の攻防を、 に 生きた人びとが 江戸時代、 能登国鳳至郡名舟村 た七ツ島 鐘 海という自然と、 攻防を捉えてみる ケ ・崎海士との、舳倉島を(11) 全こに至る前段階とし で 行 7 ζì その た胡 現 ことに 海 獲 猟 石 III

舳 倉島 七ツ島と名舟 村

や石 混 遺 かゝ る ざつっ I され ら人が 0 に 跡 七 (図 3)。 キロ は 両 あ 倉 遺跡 、る出 (深湾洞) る 島 7 で 渡 X 力 は ラス 出 土品 り活動していたことが知ら 1 0 モ 輪 出 遺跡 土数も多 Þ 古遺 ŀ 島 土品 ナ遺 は = 0 朩 北)跡 方約 跡 ナ を考え合わせ、 最高標高 ン の調 アシ では 数に及んでい イフとして使用されたと考 土 器や石 Ŧi. 査によ 貝塚 力 \bigcirc パなどの 丰 温器が出し が確認され、 口 つ X て、 る。 ナ 骨 四 1 れてい イフとして使用されたと が 土 メ 1 弥生 また、 して 大量 1 ル 0 卜 ア に ζ'n 海 ル 深湾洞 代 る。 出 ワ 0 上 つえられ 中 土 F, 舳 平 に なか 倉島 期 坦 あ 遺 初 サ な T り ザ 跡 る で 最 頭 島 古 る。 エ \$ 石 前 周 0) で 南 あ 井 注 0 後

が

と見られ 考えられる石 た最大の ている。 動機 品や石槍 は、 つまり、 海 は 0) 哺乳 アシ 約 二〇〇〇年 力 類 猟 の 狩 に 猟 用 に 以 いく 3 あ 前 れ つ か · た 可 3 た 舳 0 のである。 (4) 倉島 能 が高 が

島の七つである。島では、(15) (15) (15) 歌が 翌天平感宝 家持は出挙の 5 からなる群島 は 一人として知られる大伴家持 為 ノマと呼ばれる入江 舳 を詠んでいる。 海上五 平安前期、 方 に真珠を願ひ 倉島は、 『万葉集』に掲載され 輪島 丰 元 古くは ために、 口 の北方約二五 で 七四 九世紀には メ あ 島での人びとの活動 1 る 九 歌 1 「沖つ島」 仏の平坦 当時越中 南部の荒三子島・ ル 首 年にその 四 方内に てい 行 丰 地 短歌を幷 が、 わ 口 主立っ と呼 メー 国に含まれて る¹⁷ れ から須恵器が採集されたこと 越中 にある七 てい 旅を回想、 ば 天平二〇 ŀ た島 たも は せたり」と題して、 玉 れ ル ・烏帽子 てい 沖 の つ は 合に 国司 大島 のと見られてい 0 た。 主立 「京の家に贈らむ (七四八) 旭 島 た能登を巡 在任中に詠 の 位置する七ツ島 一方内北京 オオ 三十六歌仙 つ 赤島 た島と岩 ・ノマ 部 年二月 3.16 やミ んだ 御 0) 大 0 か 厨 礁

ズ

Ŧi. 珠 百箇 洲 0 Ъ 海 が 人 B の は 沖 しきよし 0 御 神 に (以下略) 渡 り É 巻一八、 き取ると 四 一 〇 二 Š 玉

の語 第二十一」では、舳倉島は「猫の島」、- 纂された『今昔物語集』巻第三十一「能登の国 寝屋の島」と呼ばれている。こうした記録から、 まり神の坐す島ととらえられていた。また、 び名である「舳倉島」「七ツ島」となったのは、 大伴家持が詠 む 沖つ島」 が舳倉島であり、 一二世紀前半に編 七ツ島 「沖つ御 <u>の</u> 鬼の寝 両 一二世紀後 島が現在 は 神人 屋の 鬼 島 0 0

図3 舳倉島

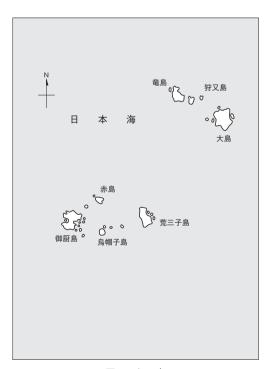


図4 七ツ島

半以降と考えられている。

推測されている。重蔵神社は元来、現在の呼び名の「ジュ社と、輪島市河井町に鎮座する重蔵神社との関係性のなか というものである。 ウ」ではなく「ヘクラ」と訓まれていたもの |訓み「ヘクラ」から「舳倉」 両神に加えて、 つまり奥津比咩 倉島という島名の由来は、 重蔵神社は元来、 さらに宗像三神に擬し、 七ツ島に中津比咩神が存在したと想定、 -神社の遥祠辺津比 同島に鎮座する式内社奥津姫 が、 中 咩 -津比咩からは「七ツ」 神社が重蔵神社 奥津比咩・ 舳倉島の 辺津比 の起源 の奥 ウ から

が あ いてら れ 島 名 が 成 立 L たと 測さ 7

名舟 有され いく 能 る だろうか (20) は明 と名 登 が で の 活 0 商売所」 らか 郷村 洲の 7 人びとが てきたも 舟 村 が成立する中世 海 にすることは 0 が また舳 島 以 人 両 などと称 来 と呼 の 「名舟村人」 島 が活動 と思 を、 両 倉 ば わ 島に 名 島 れ にできな n Ũ 7 てい る お 後期まで遡ること 七 舟 村の占有とし が、 として両島 た舳倉 ける漁業権 ッツ 村 たも 島ともに古代には 領 そ 「名舟 のと思わ 0) 島 具体的 で で活 は は てい 村 條 れる 弥生 な経 名舟村によっ が 動 変始 る。 できるの 大件家 一時代以 緯 が、 在 神などに おそら めたのは、 所 近 領 来人 では 持 世 て占 に が 地 詠 35 な な

当

0 \bigcirc

二石で あ 入わら 治舟櫂 文 る。 は 田 断 _ O 舟村は を経 な 疫 崖 免七ツ七 眀 曆二 目 0) 六五 が免は 四 ような段 て間 現 六七〇) 嶋 輪 Æ. 久 匁 歩、 役 \$ 島 一六五六) なく 六 七 市 内二〇 歩引 \bigcirc 猟 小 丘 0) Ę 年 物 。 の 東側、 舟 がそそり 0) 成に か 櫂 地 年 目 れ 役 に位置する。 外 村 0 景勝 茁 七 は 海 しツとな 御 立 来 舟櫂 四 Ш 「村御 印显五 役 つ、 地 如が課り とし 地 役 で 印21平 六 国 九 は 并他 T \bigcirc 地 日 T Į に乏し に 匁 $\sqrt{}$ せ 本 知 草 よれ 国 る。 3 海 3 高は二二二 嶋 に北 外 n れ てい 役六〇 ば 小 る いく 物成 四 立 面 た。 草 七 白 地 夕 退 は 高 0) 米 石と また、 背後 村 0) 山 千

> 捉 を引 たえていた。 (23) せら が、 れ 7 た。 は 草高 舳 倉島 に 対 七 す る税 ッツ 島 率七 で 0 稼 \bigcirc パ ぎ 1 が 見 セ 込 ン ま 1 れ 0 高

0) が

眼

前鐘 給された。 3 品 3 T た L られていた。 (26) られてい 銀子)目と折半さ て公認されたことによる。 た 時 島 直 として、 ケ崎 のは の上 倉島 は 役 <u>,</u> 三 印 0 の海 寛永一一 納によっ Ŀ ・七ツ島 枚、 八 名 で 納 ただし、 ター は、 舟村には ほ れ 士 は か 銀 た。 に 年からで、 分三厘 に名舟村 子一枚を銀四 よる舳倉島 史料上 て公認下にあ に 能 ちなみに、 お 州鳳至 ける漁 この 黒海苔、 であっ では寛永 御 那 島役は対 用 海 この年、 業権 た。24 舳 寛文一〇年 0 海 士中とも 三匁で換算し 七 っ 倉嶋 士中 ツ島 品 たことが の 四 上 に 海 行 七 は藩 能登 一納額 に 士 で 使 嶋 六二 は に が 0) は 海 熨斗 . 六 〇 漁業 から に海 証さ が へと進出 士役 六〇 加 銀 七 加 蚫の 賀藩 士中 賀藩 代 五. 貝 が れ 米、 年 Ŧi. 并 直 る 名舟村 納 加賀藩 だろう。 より 舟 とほぼ半減 九 に宛てら 確認さ 代 分 役」 て 入が 0 御 銀 が 島 た筑 命 課 が 用 が に 役 支 ょ 0 せ れ 六

ゴ 名 わ 1舟村 網 れ 七 ッソ 0 お 御 島 舳 ょ 用 で Ü 倉 の \$ 御 島 品として藩 用 お に そら 0) お 品 け < とな る漁業は、 に全量 口 様 T 0 いく が 漁 和 る 黒 納 業 布 じめら 海 が 営 苔 イ n ま 0) ゴ ・る黒 採 草 れ 取 应 T **沁海苔** いく が り 中 た 蚫 0) \$ 心 ほ 0) で あ

は 国 主 に 0 越 . 売 前 越 れ 中 地 越 元 後 の などに 能 登 積 加 賀 2 出 0 され 前 田 [氏領 7 国 丙 0 ほ かゝ 近

られ が、 二一(一五五 嶋 海苔 物 舳 海苔 如 る。 倉島 如上人書札案_ (28) (28) として用 「年之祝儀」として温井氏より届けられて 箱 で 採 煎海鼠 いら れる黒海苔は、 温井氏より 年 れ からも、 Ħ. ている。 五束来」 4月一八 天文二一年、 届いたことが記されてい 例えば とある。 日の条に、 嶋海苔」 石 同 とし 「従温井 山 同二三年 |本願 7 戦 寺 為当 いたことが 同 日 玉 に 記27の 二三年にも 鳴 「年之礼、 る。 時 0) 代 海苔 また 天文 か 知

の 文 計 書³¹四 普通 人宛 間 で 村 で あ 元で三 で 推 その黒海苔 か 付高は一石 たことは、 賀藩に あっ 3 では、 移し た。 升三合三 年 舳 巡り た。 倉島 てい お 島 村 い に 寛永八 人が にし [が御 ても、 勽 る。 五斗であっ へ黒海苔採りに渡る者は三六人で、 は を の 黒 延宝二 てい 島 割 頃 用 海苔を乾燥させるため の下行米は四 の品として名舟村 黒海苔は へ渡っ り当てた。 た。 たが、 六三一 (一六七四) たのは毎年正月 島では二○日ほど滞 幕府 その後は また、 年 石一 や朝 に 年 斗二升で、 は 天和 より 廷 -の 文 書³⁰ 確認さ 石 0) から二月に 加 0 四 小 賀 前 進 (一六八四 一藩に 屋 在することが に 後 n 物 一人につ る²⁹ が ょ か 0 年に 3 納 れ 品 慶 ば ح か 四 めら で 安 け 石 0) あ 加 年 年 名 れ 0

> たのが は村 Ŧi. 天和 0 負 年 旭 担 に 年の文書であ であっ 藩 0) 入用 た。 によって その小屋 建てら が潰れたため、 n てい た が、 普請 年 々 願 0

いと思わ 延享三 はおそらく六人宛二 ば 水子組. か 島渡はここでも一二人で、 条目 れる。 七四 に 相定申、 島 六 で守るべきことは 年 諸事申 組に分かれ、 0 「嶋行· -渡シ」 「在所嶋 水 二艘 たうえで行 子共諸縮方書 全 人の船で \bigcirc 水子慥 か 条にわたっ 島 T 成 付 へと渡っ 者 之 共ゑ た。 7 水主 た に 3 ょ

嶋 寄申 江 相 渡り 付 候而 義 諸 者、 相 弐艘之舟頭共ヲ 守 可申 初 嶋古参 不

が、

組 出 れ

れて 敷候」と申し と記されるように、 に当たってい お 9 海士中家々等迄、 渡され たもようである。 てい 島 出では船 12 頭と古参 不 -何寄不 また、 の者 左法之仕 海 士 が に 強 対し いく 方、 権 限 ても 麁抹仕 を持 配 ; ち指 間

なるなか 次節 て舳 され で詳 倉島 で、 る。 細 の占 に述べるように、 加 賀 ところ 有権を主張する生命 藩 御 しが、 闬 0) その藩 品 であ 舳 る黒 倉 かゝ 3 島 海苔 線 0) ^ 御 0 0) よう 用 0 海 納 が 士 なものであ 滞 付 0) は 進 がちに 出 名舟村に * な

うで、 ために くなってから名舟村 ることがなくなっていた。 は久し振りのことであったので、 たことが 八年之間御 倉島 上座候」とあり、 八〇六) っ た。 は海 天明の凶 「諸縮方」 知られる。)年の覚書には、 ⁽³³⁾ お確認さ .用茂無之」と記され、 右 士の島というほ の延享三年の文書には、 作時に夫食に困り果て渡島したことが 宝曆年間 確認されたものと思われ つまり、 の人びとは舳倉島 の終 四四 同じ史料からは、 かない状態となってい 翌延享四年に予定されてい 心わり 拾五年以来黒海苔御用被仰渡無 「諸事古来之通大事ニ可 元文期頃から一 頃 舳 には御 渡ることもなか 倉嶋 川を仰 黒海苔の御 る。 黒海苔、 また、 時途絶えて せ付 あっ 近年 文化三 用が けら た島渡 つ たよ 샅 たが Ł な れ

うか 一・七ツ島 歩みを大きく左右することになっ 振 り 返 れ における海士中 ば、 寛永 一 (一六三四) へ の 漁業の公認は、 たと言えるのではない 年、 加賀藩による その後 の名舟村 、だろ 舳 倉

海 士の進出と名舟村

の中 能登 市 鐘崎 一心が鐘 ゃ に当たる。 って来た海士 ケ崎であっ 古 来より た34 一の故 鐘ケ崎 郷 宗像 筑前鐘 の人びとは地 の海 人 ケ崎 が は 活 現 元の 躍 在 . の 海 た地域で、 福 . で 漁業 尚 県宗

> てみよう。 登半島に辿⁵ また、 能登国の郡奉行嶋田勘右衛門等に宛てられた文書によって、 れている。 岐の漁民には を営むだけでなく、 いた海士もあっ 遠方での滞在が り着い 人びとのなかには日本海を北上し、 6鐘ケ崎 た人びとが能登に定住するまでの た。 船で遠方 から進出した人びとが多くい 慶安二 一年の大半に及ぶことも へ出 (一六四 掛 けることも少なくなかった。 九 年、 海 あり、 能登半島に辿 士又兵衛よ たことが 経緯を伺 対馬や壱 知ら 能 り

着

恐海士又兵衛申 Ŀ

申二 様御 人御 着 な二西国 应 五. 御 至郡之内鵜入村ニ借家を仕罷在候、 指上商売仕来申候、 州浦并七嶋、 治治歩 付 座候得者、 軒 奉存候、 奉行衆様を以書付指 入国被為成候刻、 葥 かこい ノ所御座候を、 罷帰申候、 御国ニ有付申 然共海近キ屋 罷 舳倉嶋ニ而、 何共住居兼申候、 有申 候 居屋敷拝領仕度旨、 然者蚫も多御 跡々者正二月 正 度奉存候、 上申候所、 海士男女 保三年ニ御理申上、 敷見立不申候故、 海士共ニ蚫をとら 其上去年より御菓子熨斗 可被下 座候、 中ニ 生国を打捨 せ 就其寬永弐拾年筑前守 か 御 れ 共 -御意之旨被仰 今枝民部様迄、 其上数年居なしミ 国 当分光浦村ニ弐 罷越、 人数百五六拾 先小屋懸を致 せ 門共召連、 年々 年之 御 運

成不申候間、 左様ニ御座候者、 輪嶋崎之間ニ山畑御座候、 被入御念候、 を作り、 長熨斗被仰付、 三被仰上被下候ハヽ、 御菓子熨斗以下きれい成処ニ而仕差上申度奉存候 子共罷有所むさく御座候間 右之所拝領仕候様ニ御次手を以 為御奉行、 光浦村之御屋敷上可申候、 難有忝可奉存候、 千弐三百歩程拝領仕、 御代官衆私小屋 以上 へ御越候而、 海辺遠キ所 屋敷鳳気至町 御老中様 別家ニ小屋 へ宜 ハ罷

安弐年十月十六日

右之通

御

理申上候ニ付、

書付指一

上申 候

以上

(浦五郎左衛門様

古沢

加兵衛様 勘右衛門様

田

古沢加兵衛 田勘右衛門

箕浦五郎左衛門

寄合所 前 右表書望申所、

弥被遂吟味、

歩数千歩可被相渡者也

古沢加兵衛殿

田勘右衛門殿

浦 五郎 左衛門殿

に願 より に相応しい土地が見つかったので是非拝領したいと、 輪島崎村との間に、 住みづらいものであった。 ○人が暮らした。 ○歩の土地に住居は小屋掛けで一四棟建て、 住むことにした。 当な場所を見付けることができなかっ 差し上げた。 会を捉え、能州郡奉行衆を頼み今枝民部まで居屋敷拝領願 その後寛永二〇(一六四三) 国を打捨 年の暮れには国 建物も確保できない状態であった。 又兵衛によれ 願 かし、 い出 其上数年居なしミ」になったので、 「御菓子熨斗、 いは叶えられ、 たのがこの史料である。 この文書からは、 門共召連」て、 願いは聞き届けられたが、 ば 元 一棟に一一人前後が暮らしたのであるから、 それは正保三 (一六四六) の 長熨斗」 昔は正月・二月中に能登へとやって来て、 山畑一二〇〇歩から一三〇〇歩ほどの居住 西国 一〇〇〇歩の拝領が認められた。 へ帰っていた。 慶安元(一六四八) 先ずは鵜入村に借家住まいをした。 年、 筑前鐘 の御用が命ぜられたが、 四代藩主前田 「裏書」 ケ崎 たの そうした折り、 当時、 能登に定住を望み「生 0 しかし、 に明らかなように、 海士が能登に初 で、 年のことで、 一五〇人から一六 年には、 光高 当 海辺で居住 |分は光浦村に 「蚫も多御座 の入国の機 慶安二年 鳳至町と 作業専用 加賀藩 二五. めて に適

が、 窺える。 (※) めた文書には次のような記. れ 貞享五 た年は明確にしえない。 (一六八八)年に海士町 述が見られ、 方、 '肝煎六兵衛等村中 慶安二年より後年 能登 に初めて来た年 . の 同 8 が 0) 認 が だ

其年ゟ右両嶋御役銀拾壱枚宛毎年指上申候所ニ、 枚宛指上、 七ツ嶋商売所ニ見立、 私共先祖西国之者ニ御座候所ニ、 倉嶋、 1様ゟ御役銀并舟役銀共ニ十三枚之御 八月半頃ゟ仕廻、 七ツ嶋両嶋 四拾八年以前二御断申上、 一商売仕、 本 国 五拾六七ヶ年以前御国 へ罷帰り申 年々御役銀とメ 候 钔 御国 然所ニ -頂戴仕 銀弐枚、 一拾弐年以前 三居 罷 舳 へ罷 育申 住仕、 倉嶋、

頃 前 あろうか。 で商売を行った。 か 登 であっ 6 六四 五六、 れ 一に年間を通して居住を始めたのは四八年以前 《曆二(一六五六)年に五代藩主前 によれ 9 た。 七年以 ے 年であっ ば、 の年 役銀として銀二、 この頃は毎年、 海士 から役銀 前 た。 が つまり寛永八(一六三一) 初めて能登へ 鵜入村での借家住まいを指すも は 三枚を上 枚とな 西国と能登を往来してい やって来たのは貞 田綱 納し、 た。 紀 0 そして三二 舳 年 御印によっ で、 倉 島 か 寛永一 同 拿五 七ツ 九 た。 の 年 以 島 七 年

業権

が認可され

た時の事情は、

先と同じく貞享五年、

名舟村 で

肝 漁

次のようであっ

寛永一一

年、

海士に島役が課せられ、

舳

倉島

七ツ島

0

煎市兵衛等が差し上げた文書によれば、

いえ、 加え、 性を保持していたと思われる海士にとって、 島での稼ぎこそが 0 対等の位置に立ったといえるだろう。 か ことが知られる。 暦二年には銀一一枚、 される。 品 なものにすることにほかならず、 た孤島は格好の漁場となっ 海 役銀 士の人びとは鳳至町と輪島崎 の納付によって、 地先に占有漁場を有することは 舳 并舟役銀」 ただ役銀に関しては、「村御印」 倉島・七ツ島における漁業権 生命線であっ いずれにしても役銀 として銀一三枚の上 藩の保護も得ら 寛文一〇年に至 たであろう。 た。 村との間に住居を定めたとは あとより、 その限りに はなかっ また、 の上 り れるようになっていった。 の藩による公認をより 一納が 銀 そのも 一納は、 定めら た。 名舟村同様に御用 陸 |地から遠く おいて名舟村 枚と定めら 依然として遊動 舳倉島・ 島役の上 0 に れ た 七ツ と記 隔 納 7 れ 確

|舟村條舳倉嶋ニ 人之時分ゟ、 私 行米被為下候、 共 かせきニ仕申 私共近在之村ゟ名舟村高免ニ被為召上候得共 顽 并 候 二若和布刈、 付 頑 嶋役銀 あごあミをさし、 取 百 [弐拾目 毎 年御公儀様江指 <u>「</u>宛上申

銀指 然所 為仰付候 御 右 右海士中願之通御尋被為成候、 倉 下吉兵衛様、 公儀様 を被申 相守候御 やすたち蚫場除、 上ケー作受蚫を取商売仕度と、 それ |候通名舟村之第一之かせき嶋を、 玉 被為成候、 御意次第 合六拾目宛御役銀指上ケ申 大分之かせき仕 一候ニ付る 名舟村ひしと退転ニ罷成申候と達 小森又兵衛様 计士共御 前 七 名舟村嶋役銀百弐拾目之内六拾目 申 郡 Ė 名舟村年寄共申上候 一尋たちゟ沖蚫分迄御運上 名舟村之かせき之あこ場 江罷越光村罷有 候故、 候ニ付而、 へ御断申上候処ニ、 御 年寄共申 先御奉行嶋 納 候 七尋立より沖之蚫 所役義等 海士中 而 海士中も私共 一候ハ、 ?無滯指: 田勘右衛門 此上 名舟村年寄共 |而御 = 倉嶋を御 御 申 磯之若 舳倉嶋之義 運上 請 断 御 何 单 申 ケ 商売 二被 用 海 分 和 Ė 運 士 候

> \bigcirc れ は Ŧi. 上

口

メ

きた。 げ け られ 売仕 こによっ た。 名舟村にとっ その 海 て て近 士中 は 舳 願 「名舟村ひしと退転ニ は 倉 在 温島で 0 7 名 出 村 舳 倉島 海 てきた。 々 「舟村之かせき之あこ場「 士中 ょ り は が、 第 名舟村では 高 御 免 一之かせき嶋」 一罷成申 運 0) 上 年 銀 貢を滞 海 指上 -候と 士 中 磯之若 達 ケ で 0) り 而 なく上 願 あ 作受蚫 御 b いく 和 断 が 布 そ 申 聞 を取 0 稼 7

> 貞享五年、 渡ったところ、 人びとは 場構申間 あこ網仕り私共あこ場ニさし、 目 れ た事態が オ漁の 而 ところが、 ば 申請 あこ場ふさき被申 たち蚫 を海 答してきたの 1 以来名舟 村に断りを入れ、 海 ならない トルより沖での 組倉島 ケ商 敷」との仰せ 士中あこあミきり上ケ可申」と強く申し入れた。 士が納め、 「あこ網さし」に舳倉島 再び十 場。 起こった。 売仕 村が納めていた島役銀一二〇 貞享二 (一六八五) ほど、 名舟村では では へ渡らなか 度 村へ訴え出ることに である。 両者ともに約束事を守 漁 海士の 付けがなされた。 蚫採りのみを漁の対 と返答をしてきた。 候事合点不参と申 名舟村では、「い は 十村、 行わな 結果、 つ 「私共之商 漁業は盛 た。 よりは海士中 私共ニハあミさしセ い 年に至り、 舳 一へ渡っ 年 倉島で 「七尋たちゟ沖 んに を置き、 な 売ニ不罷成」と嘆息しな 翌貞享三年、 かゝ之心得ニ候哉' 候得共、 たところ、 なっ に 一 Ď 目 0) 象にすると、 つまり、 名舟: 漁業を行 のうち、 海 てい 名舟村商売 士の 貞享四年に島 村 承引不仕 漁は認 た。 不申」 の 蚫 深さ一〇 名舟: 海士 者が 半分 分迄 海士中 てきた。 } あこ の六 御 村 新 F, 0 運

付

の返答 は 第 の 稼ぎであ る蛇 漁につい ては次のようで

私共両嶋ニ而海入之儀ハ、 左様成儀ハ先代ゟ承不申候、 名舟村合七尋合沖之様ニ被申候 惣而七尋ゟ沖ニ而 ハ商売仕 ر ح

義罷成不申

-候御事

先代 ル 名舟村 の から聞 に 沖合では蚫漁は不可能であり、 ついては、 の主張する「七尋ゟ沖」、 き及んでは 次のような返答が寄せられた。 いない、 というのである。 つまり深さ一〇 そもそもそのようなことは また、 Ŧi. あこ 1

ŀ

あミ并わかめ等かまい申由、 あこ網場并わかめ取申間敷と御請上ケ申候、 東ニ指申候上 意御座候ニ付而、 此儀も親共台承不申候故、 名舟村之さしあミ等かまい不申候様ニ可仕 か 名船村之あミ西ニさし申候へハ、 まいニ成申間敷と奉存 去々年十村殿断被申候二付 跡々ゟ指来候へ共、 名舟村より被申候 ·候御事 名舟村之 而 私共 +

海 いようにと そもそも「あこ網」「わ 上では東 代より 聞 に刺 0 断 いてはい すようにし り が あっ ない。 て か ているという。 からは、 め取」 ただ十 が禁漁であること自 名舟村が網を ・村より名舟村の 西 に刺 漁に障らな がせば、 体 親

のようなやり取りが 行われた後、 輪島村 輪 島崎村両 肝煎

> なされた。 の奥書付きで、 海士町 '肝煎六兵衛等によって次のような主張

網指申間敷候、 前 七 仕旨被仰渡候、 **ゟかまい申旨度々被申上候、** 中候、 リツ嶋、 々
ら
両
嶋
ニ
而
あ
こ
網
指
来
り
候
義
ニ
候
へ
ハ
、 此外商売之義 舳倉嶋両嶋ニ而あこあミ私共村中台指候へハ、 地主名舟村之もの居不申内ハ勝手次第ニあみ指 然上ハ名舟村中台あこ網指ニ参り候ハヽ、 ハ跡々通勝手次第ニ可仕候間相心得申 私共之儀ハ新あミ、 少も構不申様ニ 名舟村之義ハ 名舟村 私共

禄期には名舟村の人びとの舳倉島 形嶋商売ニ相渡り不申」とも記され、 申 によれば、 る漁業は「勝手次第」に行うというのであ 名舟村の人びとが舳倉島・七ツ島に不在の時に · 候 名舟村が 元禄一五 また、 また、享保一三(一七二八)年の文書には、「」につき、「近年私共右嶋へ商売ニ罷越不申」 舳倉島では海士の漁業が盛んで「私共商売ニ罷成不 「あこ網」 (一七〇二) たと見られ を刺しに来たときには控える。 年に名舟村より十村に宛てら る。 で の 漁業は、 貞享年間 る。 の争論以 は 三四 と歎い 両 れ 島 た 文 (42) 拾 に か 年此 てい お 元

舟村は海に積極的に生きた村とはいえ、 近世には定住性 けばほぼ絶えてい

は か 力

果は 島・ 至 ント る か 御 立 間 で 強 | 歎申 はい ようにな 年 以 以 が迎えた状況は容易に想像しえたことであっ あ 島であり、 た。 有之様御聞受被為在候 帰 「壱ツ七歩」、 加賀藩 七ツ島 降 正 が の る。 Ļ 遊動性 る事 ح む村 再 .引免は年季引 徳三 え 続 村 名舟村 御 75 0 V 寛永一一 0 間 での とな 同三年ゟ壱つ三歩、 用 地 地 加 態 た に対する減 〇七一三 冬の季節を除き島で暮らし漁業に従事して 先には この引免 を失っ 賀藩では、 に が 捨 先 天保期 は海 に占 なっ 海 免 つまり定免七〇 宝曆九 てい 士 士と てい て 免 の 中 を 漁場を有することなく、 有漁場 で獲得し 免要求 動 . の 六三 た。 を迎えていた。 ζì 年にはあらわ 由二 あるい 漁業の ない 「寛政 向 0 (一七五九) を を振り返った文書によると、 舳倉島をめぐる争 た。 四 一而 方、 有 海士にとって最 てい へと軸足を移 年中名舟村之者共、 年 は 公認時点で、 年に そこで名舟村では、 パ 其後弐歩、 -限不極引免」 海 た。4 製塩 作引免という形で認められ 士は おお 年以降は れ セント 天保六 け を行 陸 る加 ح 地 のうち一 の 大の に居 て 論から方向 元禄期に至り 田 7 賀藩 (一八三五) 二歩宛追 年より を獲得し いく たともい 畑 「其後追 稼ぎの 8 田 住 に 胡 所持 . の 畑 「天明年 による 七 獲稼相応 要 地 Ŧi. 0 足々引免 正 た。 えよう。 立 パ 求 を 場 か を 徳三 名舟 な ば 得 年 舳 年 1 0) 転 る に 成 中 0) 換 倉 に セ 舳 か た

胡 獱 0) 狩 猟とその

きを置くようになっ なくされ で漁業に従事する海士とでは、 地に住居 防 のと言 では、 地 か を得 た名舟村 わざるを得ない 3 陸 約 たとはい 地 Ŧi. に \bigcirc 軸足 は 丰 てい 口 を置き定住 以 え地先に漁場が だろう。 後 1 1 より 名舟村 沖 を近く 結果、 性を 合 0) ない 0 強 舳 労勢は 舳 0 8 倉 七ツ 倉島 ため、 てい 島 で 島で から 致し方な た名舟村と、 0 冬場を除 漁業をめぐる 撤退を余儀 0) 漁業 き島 陸 た

攻

この Ì, 向としては、 シ 猟 3 け によってト 七 類 能 ては カを指 ツ島 朩 = が 胡 登 は ン 朩 行 アシ 1% 一では、 毛皮 に T わ シ れ お す ア てい に 0) シ カ、 ۴ の 力 いく 太平洋岸 下に厚 を指すものとみられている。 ては、 つい と呼ばれることが 和 か 力 の骨 たことや、 日 をめぐっ 布 、ては、 本 収 年海側は トの三 前述 9 が 脂肪層をもっ 出 陸以北 て議 文字通 魚 0) 土 能 ように の捕 <u>ነ</u> L 登町真脇遺 論 7 لح は あ が り 獲 アシ 舳 っ あ の 0 1 ること 倉島 F, ていることから、 た る。 1 ほ 力 ۴ かゝ か、)跡の 関 3 で が = か、 など 江戸 弥 混 東 で 胡 朩 縄文時 在し から それ 生の あ 獱 ン か ア 時代には る。 猟 5 紀伊半 とも 昔 シ T が 代 呼 いると 力 行 か 称 胡 そ 0) は 3 = ゎ 地層 0 獱 ア 島 0 朩 れ T 傾 地 た

か

して利用された。 革製品の原材料となり、油を抽出した後の肉や骨などは肥料と肪を煮沸して抽出した油が主に商品として流通した。毛皮も皮

す(る る⁴⁷が、 かし、 する者が現れ、 くされた名舟村では、 八~一七五 七ツ島 やがて胡獱猟をめぐっても加賀藩 下に天明八(一七八八) へ胡獱が入り込むようになっ 攻防が展開されていくことになる。 0 頃からであった。 七ツ島での胡獱猟に活路を見出した。 年三月の名舟村願書を引 舳倉島 たのは、 の認可を楯にして介入 から 寛延年中 撤退を余儀 長文にわた 用 七 L

書付ヲ以御願申上は

則輪 申候、 去未年 ら九月頃迄ハ右舳倉嶋ニ居住仕、 先年筑前鐘ヶ崎之海士共入猟ニ罷越申内 迄積廻シ売買仕稼ヲ以、 役銀指上、 ニ御座候、 郡 嶋町 金丸村久太夫義、 然者私共在所之義者、 御上表ゟ御入相立、 = 往古ゟ若和布・いご其外魚等多捕揚 元来此義ハ舳倉嶋・ 而居住被為仰付、 私共在所領七ツ嶋之内ニ而胡獱打捕 諸御役銀御納所方全相勤来申候、 近在村々ゟ格別御高御免相茂高免 其節ゟ右海士共之義' 去夏中右嶋江数十 七ツ嶋此両嶋を支配仕、 猟業稼専仕候 二付、 御国 元居住奉願候所 人相渡り専 越前 毎年三月頃 私共在所 · 越 毎年御 後等 7相稼 然所 申 趣

> 役銀茂、 合二而、 御入相立、 者右嶋へ堅ク入込不申様被仰付 年以来段々紙面ヲ以御歎申 依之当年之義ハ、 左候へ者当年より狩人を相頼、 獱猟之義も地元ニ仕候へ者、 是迄格別之稼方も仕不申、 右久太夫同様ニ相稼候而ハ嶋茂荒、 至与指止り、一統難義迷惑仕候、 懸合居申内、 族在之候所、 之者とも大勢取組、 抔茂少々宛取? 之義ハ自然与衰微仕、 以其再紙面ヲ以奉願上候、 先是迄全相勤来申候、 右嶋稼ヲ以御収納御役銀たそくニ仕場所ニ御座候ニ付 大勢相渡、 早速罷帰申候、 其節私共在所江者其段被仰渡無御座候二付、 油煎取地方江積越売払 七ツ嶋江相渡り胡獱打捕 作為御冥加銀拾枚指上可申候、 悉クらんたい之仕形ニ而、 其後者漸七ツ嶋ニ而若和 以上 前段之通ニ相稼来申候得共、 Ŀ. 外猟業之指支ニ罷成不申様仕申候, 去年之義ハ前段之通弥御 候通二御座候間 地元之者共胡獱猟業仕度奉存 然所去々午年右久太夫等下仲間 口 然者私共在所之義ハ前段之仕 被下候様、 往々在所困窮之基与奉存、 其助情ヲ以御収納諸 御願上 布等、 勿論らんだい之 何分是以後他所 私共在所稼必 然上ハ去々 可被下候 其外胡 上表ゟ 右嶋胡 彼是 獱

天明八年三月

名舟村肝煎

九郎兵衛

同村組合頭

与四兵衛(印

同

ŧ

品角組当分御才料

走出村

友右衛門殿

右紙面之通相違無御座候間、願之通被仰付可被下候、為其奧書

上之申候、以上

稲舟村彦左衛門組当分才料

走出村

友右衛門(花押)印

金森弥二郎殿

識は 胡獱猟 以 舳 認識は誤りで、 久太夫の 来 で胡 天明六 (一七八六) 島 「久太夫等見出申 がは能 品から撤 名舟村で取り組まれ 獲猟を始めた。 ほ 登国 か口郡小島村与三の名も知られる。久太夫等を始めた。他の史料もあわせて読み解いてい 退後、 七ツ島 [の郡 奉行所 年に至り、 稼 漸 へ胡 七 .ていた稼ぎであった。 というものであっ から 'n 嶋 許可を得ており、 П 而若和布等 郡 金丸村の久太夫等が た。49 久太夫等による 其外胡獱抔茂 しかし、 郡奉行所の認 名舟村では、 くと この 七ツ

> 亡付、 打捕 天明八年に至り大きな決断をすることになる。 ニ相稼候而ハ嶋茂荒、 悉クらんたい之仕形」であった。 胡獱猟の方法は相変わらずで、「数十人」ほどの「大勢相 ようで、「御 天明六年については、「其節私共在所江者其段被仰 の胡獱猟は、「下仲間之者とも大勢取組、七ツ嶋江相渡り胡 諸御役銀茂、 上表
>
> を
>
> の
>
> は
>
> の
>
> に
>
> 、
>
> と
>
> あるように、 翌天明七年にも久太夫等は七ツ島に現れた。 宛 彼是懸合居申内」に、 勿論らんだい之族在之候」というあり様であっ 取 油 先是迄全相勤」 .煎取地方江積越売払」う稼ぎによって、 入御紙面」を掲げての渡島であっ 往々在所困窮之基与奉存」との認識 久太夫等は島 てきた。これに対して、 上表を以て胡獱猟を願 名舟村では、 から立ち去った。 「右久太夫同様 ح た。 の 渡無御座 年は しかし、 久太夫等 御 ح たも 渡 収 0

り狩人を相頼、 之指支ニ罷成不申」ように行うことができる。 候得共」、 紩 名舟村では「是迄格別之稼方も仕不申、 炮 「前段之通ニ相稼来申」 それに対して、 具体的には胡獱猟を「簎捕」(52) 而 今後は「右嶋胡獱猟之義も地元ニ仕候へ者、 打留」 地元之者共胡獱猟業仕度奉存候」というのであ 狩猟法である(53) 久太夫等の すとは、「胡獱抔茂少々宛取」を指 「悉クらんたい之仕形」とは、 (図 5)。 で行ってきたということであ 名舟村でも、 前段之通ニ相稼来申 そこで 「尤鉄炮 「当年よ |猟業



胡獱を鉄砲に打図(北村穀実『能登国採魚図絵』天保9年)

による

籍捕」 冥加

から「狩人」

を 雇っ

T

の

鉄炮二 胡獱

而打留」

銀の上納を果たすためには、

猟

の方法を村人

へと替えざるを得なかったとい

えよう。

L

か

願

は

わ

った。この年も久太夫等の七ツ島での胡獱猟は禁じられる

なっ めに、「鉄炮」を用いて「悉クらんたい之仕形」 と乗り込んできたのであった。 の胡獱猟 行為のみによっ である。 ちを雇って胡 によって、「何分是以後他所者右嶋 久太夫等に対抗するために のである。 毎年御役銀指上」 ては、 而 名舟村 かゝ 7 籍迄 取申儀茂村方之者共心付居申候得 、た。久太夫等は冥加銀一〇枚《56》。 の認可を加賀藩から得たのに 石の願い 名舟 こ一両し 「近在村々ら格別御高 名舟村では 御願上可被下候」 か しこ 獲猟を行 行でも自己 て適うも は 捕獲してきたのであっ 0) てきたのであるが、 願 貫してお いく たいというのである。 舳倉嶋・ は のではな 防 「一作為御冥加銀拾枚指上」ること 衛 と願 り、 意を尽くして 0 冥加銀を納 ため 御 ○枚 かっ わざるを得なかっ 七ツ嶋此両嶋を支配仕」 七ツ島への 免相 へ堅ク入込不申 に の上 は た。 茂高 さらに天明 め 納を以て、 久太夫等が七ツ島 の願書を差し上げる 御縮之物故御上 冥加銀の上 免_ 他所 か 収益を上げるた であ を行って 者 つまり 様被仰付 たのである。 事ここに至 年 七ツ島 納 渡島 紩 か がとも また るこ 禁止 3 炮 江 いく 可 は た

仲間 相 「稼」ように仰せ渡された。

義ハ鰤 久太夫等との仲間稼ぎを仰せ付けられた。そして、 より高額に上るとの試算によるものだろう。 おそらく、 鉄炮へと狩猟の 多可有御座与奉存候、 稼申候通, 籍取ニ仕候故過分之稼ニハ相成不申候得共、当年ゟハ久太夫相 七ツ島での胡獱猟の様子などを記したうえで、 ている58 のような「申渡」 のように名舟村では七ツ島 寛政元 (一七八九) 網同事、 そして、 冥加銀一〇枚の上納よりも捕揚高一 鉄炮ニ而打留相稼申 捕揚高を以拾歩一指上可申候」と提案している。 方法を変えることによる益を述べ、「御冥加之 が下されることになる。 いつものように舳倉島 年 左候得ハ御益之筋茂御座候」と、 į 胡 への他所者の入り込みの禁止を願 、獱猟の開始時期に先立 -様ニ仕候得者、 からの撤退の経緯 しかし、 「尤右申上候通 ○分一の方が、 胡獱取揚高格別 翌寛政三 この年も 籍から て、 例

かゝ

可申 之趣落着迄 所 相願候ニ付 顪 至郡名舟村領七ツ嶋之内ニ而胡獱打申義、 〒渡候' 当年名舟村之者共不致信服 **E**算用場江相達、 以上 胡獱捕候義双方共指留候条、 双方当分割合を以打捕候様申 願之通申渡置候、 願之筋有之候尓付、 渡 此段名舟村之者共江 然所地元名舟村ゟ茂 金丸村久太夫等台 去年迄かせき候 双方詮義

> 三月廿 ЛŪ 日

衛門印

郡

寺嶋五郎兵衛

彦左衛門

稲舟村

渡之趣、 姓 存候 二付、 子粗及承居申候、 聞届無御座候得者、 受け村役人から稲舟村彦左衛門に、 稼仕候様ニ御願上可被下候、 百姓一同より村役人に対して、 何とか事なく過ぎたが、 六月になり改めて才許稲舟村彦左衛門が 獱猟差し止めの申渡である。 奉行 :った。三月に一旦は請書を差し上げた名舟村ではあっ <u>َ</u> ک 頭振不残被召寄」たうえで説得され、 なわち、 所 統人気茂悪敷罷成候」との願いが上げられた。 御請紙面」を差し上げるにいたっていた。 。 の 切羽詰まった願いがなされることになる。しか、宇候、然者村方騒立不軽義到、私共甚迷惑至極 仰 詮議が落着するまで、 渡 押而茂相渡り嶋稼可仕所存之者共茂有之様 は 年明け早々の寛政三年正月四日には、 「金丸村久太夫相加候様」 無左時者必至与村中行方無御 村中を説得することは容易では 「胡獱稼先規之通地本之者共専 「当年 名舟村、 - 之義者| ようやく「委細被仰 「御村廻り之上、 久太夫等ともに胡 方一 にとのこと 寛政二年は しかし、 願之趣御 これを 座候

で あっ 寛政三年五月一 かくて、 日の夜半、 村役人の心 配は現実のも 六 人の 者 が村中の惣代として、 のとなっ

門に村から報告して 三疋為打捕、 否定している。 る 而ヒニ而茂無之、 はないだろう っていたかは不明であるが、 島 えたが、 七 赤嶋二而死胡獱壱疋有之、 品に小 村の 久亀屋村長八という狩人も島にいたと告げて 狩人八幡村五郎兵衛のも 拠鉄鉋を取」 ツ島に向 で申し合わせ 島村 者が和布刈 実際には けて出 の与三が 都 か。 り この間、 合四疋共油 っていた。 船 した。 (64) あ 胡獱稼も被致候様子ニ見請候」と判断、 彼は名舟村の人びとの身支度から、 りをしていたので咎めたりしていたところ、 「序ニ胡 いげられ いる。 渡ってい 名舟村で捕らえた胡 煎取申 村役 た。 のであった。 獲茂少々打捕」 且又ゑぼし嶋ニ た。 おそらく監視のためであっ 日の その鉄炮は、 人には例年 候 与三が如何 昼頃に七ツ島 ٤ 与三は五郎兵衛の 才許 えることを「村方一 0 而 通り 獱 名舟村で雇 なる理由で島 の は いく 右五郎 和布刈 稲舟 たが、 3へ到着、 四疋であった。 村彦左衛 村では 刈りと伝 兵衛ニ 和 たの 布苅 輪島 T ほ 為 渡 で いく か

れた。 奉行所の下知に に背き胡 濱猟を行っ た 六人には、 処罰が 下 ż

郎 兵 三郎 清七郎義者在所長百姓之義二候得者、 仮

> 徊 嶋江相渡り候哉と被思召! 所疑敷被思召、 庄左衛門義者御自分様ゟ組 令小百姓中彼是申 [御差留 是又在所御役人中へ御指預ケ之旨被仰渡、 是又手鎖御縮被仰付、 -候共 制 シ可申所 手鎖御縮を以在所役人中江御指預ケ、 鉄鉋を借請申抔と申入候義、 相 残り拾弐人之者共戸外徘 同 く候義、 而 頭取七ツ 一統奉畏 真偽之

行より次のような 免されるまで処罰 -知を犯してまでの行動が功を奏したもの 申 四名 長百姓 し渡された。 には 三名と、 「手鎖御縮」、 全員村役人預かりであっ 中 には三か月半近くに及んだ。 (66) 鉄炮につい 渡 があっ⁽⁶⁷⁾ 残る一二名には ての発言に 疑 たが、 義が か、 戸 ただ、 外 寛政 持たれ 九月二 徘 四 徊 この村 年、 御 た 一日に宥 差留 名

が 計

之内江立込、 名舟村 其方組名舟村領於七ツ嶋胡獱稼之義、 一方江定稼申渡候条、 Ŀ. 納可致候 前々運上 一銀弐拾枚宛、 右村者地元之義故、 散小物 成 以 銀 来

右於浦 胡 鉄炮之義者、 獱 油 他国出之義、 重 キ御縮之品 前 1々之通縮可 一候間、 尚更厳 申 付 重 司 申

マニ 網 胡獱打捕度旨願出、 入魚之隙 成 9 天明七年、 於七ツ嶋 ニ打捕候所 П 郡金丸村久太夫、 地元名

名舟村一方江稼落着申渡候条、 舟村と及諍論候ニ付、 今度御算用場江相達、 夫々可申渡候、 聞届之上 以上 |遂詮儀

神保権五郎

印

二月廿日

栂喜左衛門 盯

稲舟村

彦左衛門

二付、 右七ツ嶋胡獱稼之義、 写相渡候間、 尚更御縮方不相洩様、 其村定稼二被仰付候旨、 村方一 御入紙面 一流申渡、 相 運上 渡申

一月廿一日

銀弐拾枚宛

無滯上納可被致候'

以

子

彦左衛門

盯

稲舟村

名舟村肝煎

同村組合頭

九郎兵衛殿

与四兵衛殿

同

甚九郎殿

は 名舟村「一方」の 郡奉行所から算用場へ相達しての判断 「定稼」にするというものであっ は 七ツ島での胡 た。 この 獱猟

> て い た 69 判断 御座候」と記されていた。(88) 様 御座候」との報告が寄せられ、「尤名舟村一方江何卒被仰付候 名舟村一方江被仰付候様、 る人物から九郎兵衛宛に届けられた書状には、 たのではないだろうか。 「勿論隠密事」で一切 には、 煎九郎兵衛による郡奉行衆周辺 年不詳では 正式の判断が下される前の情報であ 御奉行台小紙を以、 「御他言被成間敷候」と念押しされ はあるが、 御聞届之上、右之仕合ニ 「然者胡獱之義、 御願被成候筈 牧村新左衛門 の働きかけも な あ

を願っていたのであるが、 抗するため、 久太夫等が銀一○枚の冥加銀を納めていた。 稼には、冥加銀二〇枚の上納が約束されていた。 寛政四年、 しかし、村では喜んでばかりはいら 名舟村の胡獱猟の取揚高は次のようであった。 同じく冥加銀一〇枚の上 結果は倍の銀二〇枚となっ 納による村のみでの定稼 れ なかった筈である。 名舟村はそれに対 これまでは、 定

四 Ŧi. 一月朔 月一 月朔 日 了 五. 日 <u>{</u> 三 (应 |月晦 月 Ŧi. 晦 日 Ħ 胡 胡 胡 獱 獱二〇八頭 殯六二頭 頭 油二 油 油 几 0七 五〇 Ŧī. 樽 樽 樽 同 同 二斗入

胡 獱三八二頭 油 四〇二

計

日

月

日

外にかすめ 油 五〇樽

は のであったといえよう。 文前後である。 寛政 継続的に維持しうるも 八年八月 この の胡 相場 1 獲油 しかし、 Õ の相場を見ると、 限り、 のであっ 寛政四 三八二頭に及ぶ胡 たのだろうか。 年 油 0 稼ぎ高い 斗につき銭 殯の は 相当 取揚高 一貫

冥加銀 村人の 利器であり、 子を産申 保全されたのではないだろうか。 に類するものということができるだろう。 この狩猟用具は手の延長の道具であり、 へと歩を進めてはい 元来、 の 「元来、 名舟村が胡 庄 -時節ならでハ油ハ無御 力が加わるなか 容易に乱獲へと繋がったものと思われる。また、(空)のではないだろうか。一方、鉄炮はいわゆる文明の 胡獱之義者、 なかっただろうか。 獱猟に用いていた狩猟用具は簎であっ で、 五月節近ク四月中 果たして名舟村の [座候」という発言も気に 弥生時代の石器や石槍 この限 旬 目も気に掛かる。 (羽) (羽) 5 人びとは乱獲 胡獱猟は た。

四 胡獱猟の行方

くるようになる。 応 お さめ 一舟村は、 形の上では勝利をおさめた。 た寛 七 政 ツ島 四 「私在所江定稼二被仰渡候所、 二七 で の胡 九 獱猟をめぐる久太夫等との攻防に、 年 海 ところが、 士 0) 眼が・ まさにその勝利 七 ッ 島 輪 嶋 海 向 猟 7

> 之指障 書ではあるが、 その風聞 海士共之稼ニ可致手だて」ではないかと疑っていた。 海士は舳 胡獲猟 肝煎の九郎兵衛は こりニ相 が舳 倉島 上相 は 現実のものになりつつあっ 倉島 成候与申 での活動に終始しており、 成候由」 引用しておこう。 の漁に直接的 立 ٤ 「風聞」と断りながらも、「御用蚫水入 郡奉行所に訴え出たのである。 私共稼を指止メ、 に悪影響を及ぼすとは考えがた た。 遠く隔たった七ツ島 後ニ至り候得者、 ここでも長文の文 そして、

乍恐書付を以奉願上候

伝申候, 立 其助情を以諸御納所全相勤来申候、 指止被為下候様申 御答申上候趣意者、 渋村ニ而御座候得共、 地悪敷御座候処、 名舟村之儀、 不申段申上、 尋立より沖之蚫を捕申 運上銀指上稼仕度段御願申上候二 海士人入込候而者、 然所中古輪嶋居住之海士人、 御高弐百弐拾弐石、 再往御詮義之上、 上候処、 近在村々より高免ニ被為仰付置、 右両嶋之義者名舟村第一之稼所ニ而御 往古より舳倉嶋・七ツ嶋ニ而稼多有之、 義 重 諸御納所方ニ指障り迷惑仕候間、 頑 而海士人より申上候者、 定免七つニ而御 左候ハ、御意次第可奉畏段申 地元名舟村之稼二者聊茂指障 如此之村振故稼免有之旨承 右両嶋 付 其段名舟村江被仰渡 ニ而蚫多有之を見 座候、 其上宿次 私共義者 元来土 座

座候処、 越申旨申 を仕 付候故、 被仰付、 稼来申義 先金丸村久太夫等胡獱稼仕候節茂、 然所寛政八年以来七ツ嶋稼中、 極引免ニ相成、 而壱つ七歩年季引免被為仰付、 茂退転仕為躰ニ而、 外稼ニ茂追々取懸り、 指網等之稼仕罷在候処、 用捨被成下、 士人江被仰渡追日退散者仕候得共、 下候得共、 人凡弐百人余、 当四 七ツ嶋之義者地方より海上遠ク、 胡獱逃去甚迷惑仕候二付、 難義迷惑仕義ニ御座候得共、 付 夫より壱歩弐歩宛立帰免ニ相成、 月廿日 近来如何之了簡ニ 聞候ニ付 右潤色を以村方取続、 七ツ嶋胡獱稼、 御座候、 御聞済之上海士役舟役銀拾三枚宛上 每年六拾目宛上納仕、 舟弐拾艘計入込申ニ付、 夜 当時者引免之名目御指除、 稼中之趣を申談、 私共在所稼人居住仕候みぐりや嶋江 無拠御歎申上候所、 依之名舟村嶋御役銀百弐拾目之内六拾 名舟村之稼者自然ト衰微仕、 其後海士人家数次第二相增候故、 御座候哉、 寛政四年より名舟村之定稼ニ被為仰 年限相満申翌年より一作引免ニ 其節々御断申上候得者、 右海士人数十人入込邪魔を入候 諸御納所方全相勤難有忝奉存候 礒之蚫、 先是迄押立御断不申上 稼中海士人入込候義者無御 ケ様之節時々御断申上 年々数十人入込稼之邪魔 彼是甚迷惑仕候、 退申様ニ利を分申入候得 相咎候処' 御詮義之上正徳年中初 引免為代御償米被為 天明年中ニ至年限不 若和布、 一納仕、 和布苅 村方拾軒余 いご草、 海士 既ニ其 其段海 一候義 定之

> 候得共、 同苗 胡獱稼為御冥加銀弐拾枚宛毎歳上納仕義二御座候、 御詮義之上、 左候得者御収納御役銀茂全相勤兼申様二成行可申義、 対御上江申立願定之趣意今更致違失、 御高御免合江拘り申場所、 前段申上 夫食ニ取置申和布を奪取退申為躰、 を手ごめニ仕、 迷惑仕候、 を以奉願上候、 不申様被為仰付可被下候、 々江上り火を焼候故、 承 統当惑仕、 引不仕 候通、 右嶋稼を以村方全取続罷在申義ニ御座候間、 依之段々及懸合候処、 稼中者勿論前後共、 和布を苅申与申立、 前書申上候通引免之義ハ、 剰居小屋江押入雑具を投散シ狼藉之仕形、 七ツ嶋・ 何分押立御願申上度旨相歎申二付、 舳倉嶋之義ハ名舟村第一之稼所ニ 胡獱悉ク逃去、 尤往古より嶋御役銀茂上納仕、 為其書付を以奉願上候 海士人大勢ニ而私共在所之者 以来海士人七ツ嶋江者堅ク入 散々ニみぐりや嶋 彼是驚入申仕合ニ御座 地元之指障りニ相成申工 必至与稼茂指止り難義 今程過分減免被仰付 先年海士人 ぶを罷 以上 無拠書付 私共在所 何分此段 其上 而 其 出

嶋 共

文化三年四

込

名舟村肝煎

合頭

九郎

兵衛

市印

司

甚九郎印

和光木

藤 太殿

才許 寛政四 てい とか 旭 であ や嶋江、 断り程度にとどめてい 月二〇日夜、 か 撤退に至った経緯、 海士の立ち入りを禁じるも 前半部分は、 とる。 る。 [の稲舟村藤太に願書をあげるにいたる。 もとより、 6 村を維持することができるようになっ 「狼藉」を働く始末であっ (一七九二) 海士人凡弐百人余、 ところが、 名舟村が胡獱猟を行っている最中 寛政八年以来、 和布刈りと言い「私共在所稼人居住仕候み 名舟 海士も島役を納めており、 年より七ツ島 その七ツ島へ海士が現れるようになっ 村 高 た。 の願書には常套の箇所 数十人ほどでの渡島 免であるため引免を願っ ところが、 のであ 舟弐拾艘計入込」 た。事ここに及び、 での胡笳 文化三 (一八〇六) 濱猟が定稼となり、 名舟村では才許 たことなどが記され への立ち入りであ であ 願 が繰り返され んできた。 は る。 てきたこと、 名舟村では 七 舳 リツ島 温倉島 うぐり 年 た。 へ の たの か 0 何 か

が、 に胡 また、 るというものである。 皮 人は越 獲猟を行 同 一年八月 中 売り って の 名舟村 いる 払 実際、 風 肉 の覚書によれば、 聞」 は 光浦 島 \$ には 村の谷 あるとい 新 キ胡獱之骨数多」 間 で煎 j_o 七 ッツ 島 油を取 聞 で で 海 はあ 士 7 る 密

> していた。 乱しており、「決而海士人仕業ニ可有御座」と名舟村では確信

文化六年二月になり を禁じる願い 文化四年、 を才許に上げている。 同 五. 年 に 「和順納得」 Þ 名舟村 」に至ったことが知られる。 (8) は 七 ツ 島 0 海 士 0) 立ち入り

名舟村与輪嶋海士申分一件和順納得仕申ニ付書付を以申

之上、 七ツ嶋稼方之儀ニ付、 被仰渡哉、 憐愍を以、 向御才判請申事ニ相成候而者、 居候ニ付、 士ニ而ハ八十八夜より日数四十日之間者入込相稼 双方共納得相調不申ニ付、 座 .可奉恐入趣等訳而被仰 上内済相調不申、 解御申渡、 八十八夜より夏土用入迄者 去冬以来内済之儀被仰渡、 迷惑至極二奉存候、 去冬以来内済之儀' 御自分様方御立会之上重而被仰渡者, 畢竟両村共稼之為ニ者相成申間敷 内済之儀被仰渡、 双方共申募居候而ハ、 去卯年以来及申分候ニ 渡 然上者稼方日数、 今般金沢表江両村共御呼出、 何 共御 奉得其意候、 御内意被仰渡之趣等被仰 不軽儀ニ付、 御取扱之趣も御座候得 胡 難題 獱稼 之儀 御才判之儀如何 方ニ相稼可 双方共何分用 付 御奉行所より 依而名舟村ニ 可奉申上様茂 且奉対 右申分 段 々御 -段申 御 段 . 詮 上 可 御 表 立. 海 而

取図之上、左之通内済之儀被仰渡、 致和順仕候様、 打返段々重キ被仰渡之趣奉恐入、 双方共心服之上和順を以 仍而 重 而

納得仕申候

込相稼、 名舟村胡獱稼之儀者、 廿六日目より夏土用入之日迄者名舟村一方ニ相稼可 八十八夜より日数廿五 日之間者海士入

之 且風波之様子ニより地方江難渡儀有之節者、 胡獱稼仕候者、 土用入之日限り候得共、 跡仕廻等も有 互ニ和順

を以居小屋等取仕廻仕可申事

胡獱稼一方ニ為相稼、 名舟村与入込相稼、 輪嶋海士和布苅等稼之儀者、 廿六日目より夏土用入之日迄者、 右日数相満候上者海士相稼可申事 八十八夜より日数廿五日之間者 名舟村

済不申、 附 前段和布苅等稼日数廿五日限り候得共、 且風波之様子ニより、 舳倉嶋江相渡申儀指支申節 若和布干立相

互ニ和順を以居小屋等取仕廻仕可申事

方納得紙面連印仕上之申候、 以上

数之通、

互ニ和順を以相稼、

右定之趣急度相守可申候、

仍而双

右之通ニ而双方納得仕候、

然上者以来聊無申分、

前段取極候日

文化六年二月廿七日

輪嶋海士肝煎 権兵衛印

他四名略

名舟村肝煎

十三郎印

他四名略

喜三兵衛殿

鵜川村

他二名略

(裏書)

表書之通双方令納得候旨、 委曲承届候条 聊無違失和順 可 相

高田弥左衛門印

·村逸角印

た内容は次のようであった。 左候而ハ誠ニ不容易義」になると説得し、 ていた才許人は、「御算用場江御達御裁判可被仰渡筈ニ候得共、 間者入込相稼」ぎたいとの要求を突きつけていた。 た。一方海士側は、それに対して「八十八夜より日数四十日之 夏土用入迄者胡獱稼一方ニ相稼可申」との要求に切り替えてい っていたが、この願いは叶 名舟村は当初、 海士の七ツ島への全面的な立ち入り禁止を願 ・わなかったようで、「八十八夜より 「和順納得」に至 仲裁に入っ

胡

十八夜より日数 五. 日 の間 は海士と入り込み

二六日目 より夏土用 入り までは名舟村

方

海士の和布刈

十八夜より日数一 五. 日 の間 は名舟村と入り込み

一六日目より夏土用入りまでは名舟村 一方

用 入り の翌日以降は 海士 方

ている。しかし一方で、天保一三年の額書では、「丘丰即もないる。と)年右毎歳銀五枚宛上納仕度」との願いを上げざるを得なくな いた。(33)皆立帰り七ツニ相成」と述べており、 而不猟」 すく」なってきた現実があった。 べあっ 海士との 郡 た80奉 名舟村 行 続きで、 争論 ただ、 所から胡 は の申上に見えるように「 天保二 (一八三一) の 獱 旦 ような判断を郡奉行所が下すに至っ 猟 解 |冥加銀二〇枚のうち一〇枚免除 決に至っ その後も、 た。 年にはさらに半減 引免の措置 段々胡獱稼、 か 「文政年中已来別 \$ ح はなくなっ 0 次第ニう 年 の の 0) 免合 た背 申 渡

が

名舟村と海士と 以 海士は 降も 収まることはなかった。 0 七 ツ島をめぐる確執は、 嘉永二 (一八四九) 和 順 に至っ 年にな た文化

> 、十八夜ゟ廿五日之間海士猟仕、 三十日過候得者場所 海士江引渡シ 入梅より三 日 ·之間· 名舟 村

出

めている。 (85) 島で名舟村が取極書に従い胡獱猟を行っている期 海士はこの主張に則り七ツ島での漁業を続けたが、 入梅より三〇日 との主張をし 為御見被成候上者、 、は止まることなく、 Ŧī. 、相違し、七ツ島はさも海士の島 七 年に至り、 かくて、 してき⁽⁸⁴⁾ 0 間の 致し方なく認めた海士だけに、 文化六年の取 取極之通相心得可申」 明治を迎えることに み立ち入りを認めるといっ 文化六 (一八〇九) という前提であり、 極書は所持して 年 になる。 ٤ 。 の 取 渋 簡 た主張である。 り 安政四 々 いく 決 以後も七ツ ない 名舟. ながら認 めとは の立ち入 が、

訴えている。 (86) 行わざるを得ない事態になっていると、 稼方之義一ヶ年宛為淀相稼申 7 て執られた折角の休猟も、 たのでは お こうした事態に加えて り 近年胡獱うすく 胡獱 ないだろうか。 ところが密猟は、 の減少に拍車を掛けていたと思わ 相 成 「胡獱盗取」、 それでは、 御冥加銀者 躰」、 水泡に帰してしまうだろう。 そうした休猟期にこそ行わ つまり一 胡 毎年 すなわち密 天保 獱 の 年置きに胡獱猟 Ŀ 生 息数 れる。 0 納 仕り 车 の復活 猟 0) 歎願 名舟村 候得: 横行. れ で

れてお は 勘六と六兵 主一人が乗り合 四 ではない、 \bigcirc の人びとが り、 頭ほども 名舟: 衛 年 その名前 七 しわせ 村 捕 打 月二九日、 まえた。 ち 0 推計で が上 てい 捕らえたも た。 が は っ 七 た。 ほかにも同類 島 崎村 ッツ 七三 のと見られ 嶋 密猟 一郎は胡宮 = 0 七三 而 は 胡 六月 郎88獱 7 獱 の者として、 いる。 盗 二〇頭 の二六日から行わ 0 取申 舟 で、 ほど、 賊 ے 自 の 舟 海士村 口身と水 時 を名 ば か

且 又当春私共在 ·故御 輪嶋崎之者共胡獱盗取申 御 座 |断も申不上 屋に付、 所之者共嶋 私共在所之者共驚入段々様子見請候処 廻りニ指 相違無御座候得共 遣申 -候処、 胡 獱 慥ニ証 とう から弐 海

力 胡 0) る密猟に頭を悩 上御咎被為仰付 村六兵衛等胡獱盗取押領仕二付、 と述べてお 捕獲 /を傾 獱 村では、 けて を控えていた。 胡獱之子多く打殺」 前年 お り、 り、 ませ 置 。 の 春 にも 天保九年 年置 てい 未タ御 ところが海士、 密 きの た。 猟 していると述 詮義中」 の跡を発見したばかり 猟 ح ○月に に加えて 0 頃 其 にも関 (節御断申 輪 輪島崎 名舟村 べて 鳴崎 「女胡 わら の者 いく は胡獱の保全にも Ė 村和左衛門、 る。 獱 ず、 候処、 っであっ は 再三にわた その「女 1獲之子」 御詮義之 0) まま放 た。 名

> T れ

置し だろうと見てい てい ては、 胡 獱 根 絶 に 及んでしまうことも 間 違 な

なか絶えることはな 元取骸等多」く散乱しているのが発見された。(8) 名舟村は密猟を防ぐために いかった。 「嶋廻 天保一三年正月に <u>り</u> を 行っ 7 たが、 「手負胡 な か

候故、 元来胡 八十八夜過台猟業ニ取懸り申 渡取 女胡獱を大切 あらし 獲之儀者女胡 候而者、 獱を取あらし 相心得、 必至与猟業も仕兼難儀至極仕居 儀ニ御座 毎歳三月頃迄胡獱多集 候而 候を、 作集り 早 春 二他: 義ニ 春 座

八夜過ぎが相応し は限定的 お ていた。 前 述 のように、 密猟 でなけ L は か \$ 組 ń 胡獱猟を持続的に行うため いく ばならず、 織 的 密 にも関わらず、 山猟され に行 わ れて た胡 また子どもを産 獱 、 た ⁹
の V この年 加 工 Ġ 販 密 む に 猟 時 は 売 派は早 雌胡獱 節 ル 1 以 春 後 1 に行 8 0) 0) 捕 出 八 +

申 -者共江売渡候由、 " 獲之生皮拾六枚、 七郎 正 月 方ニ 下旬 而干皮ニ 加州 三月 仕立、 市村長 杉平村七郎方ニおゐて買請 且又二月上旬頃加州浅野村徳 越中今石動 三郎与申者胡獱之皮拾枚買請、 町吉右衛門 穴水江指送 三郎与申 清左衛門与

ツ嶋 扱 越候所在合不申段家内之者申聞、 分も難仕奉存候ニ付、 知不申段申聞 源兵衛方江指遣申儀も相違無之候得者、 廿日 同所 来右様不筋之儀 方之者共相歎居申候間、 獱迄無遠慮取あらし候而者、 必至与指支、 七郎儀ハ留主等申立応対も仕間敷与奉存候、 買請申儀者無之、 り買請候哉 承知仕居可 右両度分共七郎方ニ而取扱申儀ニ御座候得者、 1右徳 ニ而手負、 御咎を請申儀も御座候を、 一而干 三郎江相尋及懸合候所、 '申儀ニ御座候間、 -皮ニ仕立、 七 御納所等難儀至極ニ |町四郎右衛門与申者江売渡候旨承及申ニ付 ツ嶋 取骸等も多有之、 両度之所怪敷取隠申聞候得共、 不仕様御詮儀被仰付可被下候、 拾枚之分者三日市村長三郎手前ゟ買請 へ相渡り胡獱盗取候者共御 杉平村七郎手前及懸合申度、 右徳三郎兄浅野村源兵衛方江指遣 何卒御慈悲を以七郎手前御詮儀被仰付 来年之稼方迄ニも指障申ニ付 何分厳敷御糺之上、 又々前段之仕合二御座候得共 悉相あらし候故、 尤毎度七郎方ニ而胡獱之皮取 而一統迷惑仕、 徳三郎申聞候者、 其後誰方江売渡候哉相 前文申上候通り七 何分徳三郎与申 委細同 調理被仰付 為其紙面 何 尚又右様女胡 当年胡獱稼 同 これゟ売 拾六枚之皮 人指 人方江罷 一を以 当月 則兄 加り 以 村 源

これによれば、胡獱の皮の密売ルートが浮かび上がってくる。

猟 村では講じつつあっ 護 0) 雌胡獱が狩猟 していたと思われ らかにするためにも「何分厳敷御糺」 至 が 生皮の売買人、 知られ、 減少には甚だしいものがあっ 那杉平村 の横行があっ 天保期、 狩猟数 名舟村 の削減は不可 0 七郎 住地 の主な対象であっ た。 生 る。 は深 一皮の干皮への加 は胡獱猟をめぐって、 は能登・ たが、 以前は、 く関 '避的であった。 加賀 わ 方でその対策を無に帰すほどの た。 た。 T 繁殖期を迎え最も脂質が豊富な 越中 おり、 工職 雌胡 L を名舟村では望んでいる。 かし、 に及 人 持続的 その 獱 密 干皮 猟・ Š ため その結果、 子どもの胡獱 の売買人の な狩猟法を模索 密売の全貌 なかでも能 の対策を名舟 生息数 名 の保 州

認され ツ島 寛政四句 猟数は九〇 で最後 て 年、 いく な の胡獱猟 七ツ島 頭 と激減していた。その後、(%) での胡獱 の狩猟数は三八二 能登で胡獱猟 八八四) 頭であっ 年に た。 七 は

おわりに

ことができる。 名舟海岸に立ち日本海を見はるかすと、 七ツ島 より遥か沖合に位置する舳倉島は、 方 最高標高 メ 1 卜 七 ル ツ島 余り その姿を見る 0) 0 平 島影を見る 坦 な島で

か 士 6 町 島 能 0 で が ある 攻 登 地 できな 防 籍となっ 移 が 住 っ してき 現 7 在 中 七 世 い た海 ツ島 る。 後 期 士と名 ے は 낈 国 来 0 間に 有地とな 名舟村 舟 村 は لح 領と 近 0 り 間 世 初期 舳 L に 倉 7 に筑前 島 両 は 島 輪 を L てきた め 鐘 島 市 崎 海

> 時 用

幾多

ゟ

あ

だろ ことが 舳 陸 れ 0) 対対 とにとっ 今日 倉島 大きな特 地 ほ ic 海 抗 は に に か 居住 にいい 向 現 しな 陸 での できるだろう。 \blacksquare 地 畑 在 か 漁業 耕作 がら て、 たるも島渡 徴 地 0) で を得 7 両 0 0) に生 定住 積極的 島 島 舳 に 『渡を続 0 倉 0 12 \$ 勤し 島 が 活 が、 性 あ b に生 陸 で続続 遊 この基 を に 方 け 地 動 地 N 強 生 が、 るこ 活の 性に 盤を 先に だ。 一きた名舟村 け め で 0 7 とは 糧を 定住 おり、 置 そ あるとしたな 漁場を有すること そ 地 地先に占っ れ 0 $\langle \cdot \rangle$ 困難 求め 結果を示 てい に対 性 まさに を 0) 強め うつつ た。 して 有 なことで 人びとで の 海に 5 \$ 7 海 漁場を持ち、 海 T 士 $\langle \cdot \rangle$ 海士の い あ る名舟 0 海 生きた人びと は 0 あ ると 民 士の なく、 人びとは たと思 た 人びと とい 村 人びと が ええる 主 製塩 近 わ ŝ に

知 胡 名 名舟村 で 獱 猟 n あ に活路を見出 0) 人び る。 舳 倉 名 島 は 舟 で は 村 L 弥生 た。 で 舳 取 倉 胡 0 島 り 組 昔 獱 か 3 から W は 撤 だ 狩 0) 朩 退 は 猟 ン 寛延 て以 が T 行 シ 年 わ 降 力 中 れ 0 は 7 能 か 3 いたこ 登 七 で、 'n で 0 島 呼 簎 S. 0

> よっ ため それ アシ 定稼 うな側面 た。 る。 た。 期 代 以来 に密猟 カの て対抗することであっ ま 7 の方策も講じられ が認められることになるが、 名舟村の おそらく、 に た、 いく たり、 の狩 狩猟 生息数の も生じてい 冥加銀 8 人び 加 猟 法 かっ 彼 法 鉄炮を用 で あっ 減少と とが を納めることによっ 3 0) た Ō 延 た。 是長上に るが、 選んだ途は、 背後には た。 七ツ島 いう事態 いく た。 て胡 そ あ 密 れ 結果は 猟 で 商 獱猟を行う つ は 鉄炮 に直 人資 たとい が 0 そ 自 遠く石: ア を用 ころも 7 れ シ 面 名舟村に 本 えよう。 せざるを 加 が を 力 鉄炮 無 賀 蠢 猟 槍を 0 いく 繁 T 藩 師 いく ※殖を盛り 荊 よる七ツ を 帰してしまうよ 0) 7 が 0) 得 狩 用 許 七 ところ いく 猟 なくな た い 可 ッツ 7 にはず 島 によ ることに も得 んにする $\sqrt{}$ 島 た に 現 弥 で T で 天 7 あ れ

であ Ш とどの ア 0 明 2結論 危機 る。 に に至るにはさまざまな原因 治 力 哺 づ け た 94 近 ように関 の場 現 七 が た、在、 世 高 车 一の伊 合は は いく = いわっ 七ツ島 豆半 主に 絶滅 ホン に乱獲で アシ 島に生きた人びとが、 危惧 て暮らしを立てていたか に 力 Ι お は環境省 あ А V 類 て胡 が複合し たことが に 獱 分 レ 猟 T 類 ツ が いるだろ 3 指 ١, 確 摘され 身近な自然 IJ 認 れ を問 7 ス ಶ 卜 れ T る。 で た ...最 が、 特 次 牛 0) 後 0 海 物 0 ょ が 絶 朩 年

117

のではないだろうか。神と人とが不安定ながらも共生していた時代として評価できる神と人とが不安定ながらも共生していた時代として評価できる近世は自然と文明が何とか折り合いをつけて存続していた時代、

な仮面 鬼気迫るものがある。 だそれにしても、 に神を送っている。 てはいなかったであろう。 いたのであろうか。 る暮らしの有り様に、 近世の文明史的位置を評価してもよいのではないだろうか。 て良しとする時代には未だ至っていないように思える。 に時代は文明化、 生き物の保全を模索する海びととの生活を賭した対立。 手を染める海びとと、 をめぐる攻防にも適用できるだろうか。 果たしてこの 一方、商人資本と結託し乱獲をも厭わない海びと、 遊動性を保持し海民の魂を内に秘める海びととの不幸な対 1舟の氏神白山神社の鳥居は海に立ち、 一をつ けた男たちが、 お結論 このような海に生きる人びとの必死ともい 近代化へと歩を進めつつあったが、それを全 その祭礼に御陣乗太鼓が奉納される。 冥加銀の徴収で事足りるとは、 は 籍から鉄炮に狩猟法を変えながらも海 海に生きる人びとの喜びや悲しみ。 加賀藩は一体どのように応えようとして 能登半島における孤島とニホ 神の あらためて問われなければならない。 送迎のために 定住性を強めた海び 海 打ち鳴らす太鼓は から神を迎え、 よもや思っ そこに、 たしか 密猟に アシ 生き 奇怪 た 海 え 0 力

きた歴史の重さを、海鳴りのように轟かせる。哭と慰霊、鎮魂。御陣乗太鼓の響きは、名舟の人びとが歩んでとの祈り、叫び。そして、海で命を落とした人びとに対する慟物の命をいただくことによって暮らしを成り立たせてきた人び

付記

夫氏に大変お世話になりました。ここに記して感謝申し上げます。「名舟区有文書」の採訪に当たっては、元輪島市教育委員会砂上正

注

- 島》』(未來社、一九六四年一○月)と題する。(1)フォスコ・マライⅠニ著・牧野文子訳の書は、『海女の島《舳倉
- 文化』海と列島文化第一巻、小学館、一九九〇年七月)参照。孝「舳倉島と能登―考古学からみた海民の歴史―」(『日本海と北国調査報告書』(石川県輪島市教育委員会、一九八五年三月)、小嶋芳の一九八五年三月)
- (3) 同前書、参昭
- に、「トド場」と呼ばれる岩場がある。(4)筆者の郷里である石川県珠洲市三崎町寺家下出地区の磯近くの海上
- (5) 一九九七年上映
- 式会社スタジオ・ジャンプ編『宮崎駿監督作品 もののけ姫』東宝(6)網野善彦談「「自然」と「人間」、二つの聖地が衝突する悲劇」(株

株式会社、一九九七年七月)。

10

ニホンアシカは、日本列島周辺から日本海全域、 年三月)、水口博也編著『世界で一番美しいアシカ・アザラシ図鑑 あ ている。最後の目撃の確かな記録を、一九五一年としているからで 点では、 ないものを「絶滅」と評価するため、 での目撃情報を最後に、現在にいたるも確かな目撃例がなくなって 千島列島沿岸に生息した。しかし、 田 る。 る。環境省レッドリストでは、 るように遥か昔から生息したニホンアシカが、一九七五年の竹島 患木綿子・田中格総監修『海生哺乳類大全』 一

方 磯野岳臣 特に絶滅の危機が高い「絶滅危惧IA類」 二〇二一年一〇月)参照 I U C N 「日本で出会えたはずの鰭脚類 (国際自然保護連合)では 過去五〇年にわたって生息情報が 骨が縄文遺跡からも発見されて 四七年間目撃情報がない現時 「絶滅」として扱っ 緑書房、 サハリン南部 ニホンアシカ」 に分類されてい から

12

11

- 一一月に収録)。年九月。のちに『網野善彦著作集』第五巻、岩波書店、二○○八年年九月。のちに『網野善彦著作集』第五巻、岩波書店、二○○八年(8)網野善彦『蒙古襲来』(『日本の歴史』第一○巻、小学館、一九七四
- (9) ここでは「文明」を、網野善彦の研究などを参考にしたうえで、(9) ここでは「文明」を、網野善彦の研究などの精神的所産としての時が。第七版(岩波書店、二〇一八年一月)は「文明」の意味すると説明する。

- 員会編 七ツ島での胡獱猟については、 文書目録』輪島市教育委員会、二〇〇一年三月)等で考察されてい 名舟区有文書解題」 長山直治 『輪島市史』石川県輪島市役所、 「第四章第三節 (輪島市教育委員会編 水産業の発達」(輪島市史編纂専門委 前揭注 2 一九七六年二月)、 『名舟区有文書 で取り上げた文献のほ 左古隆 濵高家
- ある。 筑前国鐘ヶ崎海士の「海士」表記は、史料上の表記に従ったもので
- 能登に定住した筑前国鐘ケ崎 波写真文庫、 九五五年一二月初版、一九八九年八月復刊)、 会連合能登調查委員会編『能登 んの文献で取り上げられている。 (岩波新書、 (2):注 、未來社、 (10)に掲載した文献で取り上げられているほか、 一九六四年八月) 一九六三年一一月)、 一九五四年一二月初版、 など。 海士については、 自然・文化・社会』(平凡社、 例えば、 宮本常一『海に生きる人びと』 一九八八年二月復刻)、 『能登 羽原又吉『漂海民』 前揭注 一九五四年』(岩 (1):注 たくさ
- (13) 考古学上の研究成果は、前掲注(2)参照
- (4) 小嶋芳孝「舳倉島と能登―考古学からみた海民の歴史―」(前掲注(4) 小嶋芳孝「舳倉島と能登―考古学からみた海民の歴史―」(前掲注に行われた舳倉島のアシカ猟が、能登一方である「気多神社の海洋祭祀の中で使用される海驢皮の需要にこれるためのであった可能性がある」と指摘している。また海驢とは、近季である「気多神社の海洋祭祀の中で使用される海驢皮の需要にこれが、地登一方である。

- 15 「名舟区有文書」D村②嶋稼六〇 島は、 烏帽子島が見えない。安永六(一七七七)年の序を持つ太田頼資著 享四年七月一五日「覚」では、 『能登名跡志』(石川県図書館協会、一九三一年八月) 海士は烏帽子島と云」と記している。 あらみこ嶋、こしき嶋、 七ツ島の名称を「大嶋、 赤嶋、 (以下では、 みくりや嶋」としており、 D-六○と略す)、 は かり又嶋 延
- (16) 前掲注(2) 参照。
- (17)佐竹昭広他校注『万葉集』(五)(岩波文庫、二○一五年三月)。
- (18)池上洵一編『今昔物語集』本朝部下(岩波文庫、二〇〇一年九月)。
- 《呂》、浅香年木『古代地域史の研究』(法政大学出版局、一九七八年三月)
- 照。 専門委員会編『輪島市史』石川県輪島市役所、一九七六年二月)参(20) 和嶋俊二「第三章第四節 郷村の成立と真宗の普及」(輪島市史編纂
- 之事」。 (21)「名舟区有文書」C-九、明曆二年八月朔日「能州鳳至郡名舟村物成
- (⑵)同右C−一○、寛文一○年九月七日「能州鳳至郡名舟村物成之事」。
- (23) 例えば、同右C-七九、天明三年「書付を以奉願上候」と記されていた職所で高弐百弐拾弐石、定免七つニ御座候、元来近在村々より高免在所草高弐百弐拾弐石、定免七つニ御座候、元来近在村々より高免仕過分之稼仕ニ付、御収納・諸役銀等全相勤来申候」と記されていた。

資料編第一巻、石川県輪島市役所、一九七一年一一月、所収)。仕候通書付指上申御事」(輪島市史編纂専門委員会編『輪島市史』「里町上梶太郎左衛門家文書」一の一、「寛永四年分 名舟組御納所

24

所収)。 同右一の四、「寛永四年~一二年 小物成万事指上申帳」(同前書、

25

26

- 究必携』(北國新聞社、一九九五年八月)による。 七嶋海士役并舟役」。銀の換算は、田川捷一編著『加越能近世史研七嶋海士役并舟役」。銀の換算は、田川捷一編著『加越能近世史研
- 第三巻、石川県輪島市役所、一九七四年三月、所収)。(27)「石山本願寺日記」(輪島市史編纂専門委員会編『輪島市史』資料
- (28)「証如上人書札案」(同前書、所収)。
- (2)「名舟区有文書」I-八、寛永八年二月晦日「請取嶋のり之事」。
- (30) 同右 I-一三、延宝二年七月一九日「就御尋申上候」。
- (31) 同右 I 一七、天和四年三月「乍恐申上候」。
- (32)同右I-八二、延享三年一二月晦日「嶋行水子共諸縮方書付之覚」。
- 覚書)」。 同右I-一三八、寅(文化三年)八月「(舳倉島・七ツ島両島につき

33

宮本常一『海に生きる人びと』(未來社、一九六四年八月)参照。

34

35

筑前国上座郡金ヶ崎の漁人、能登国羽咋郡赤住村・鳳至郡吉浦村・皇百十一代正親町院天皇御宇、永禄十二年己巳年より有知人、始てに「舳倉島旧記に云、能登国鳳至郡輪島海士の濫觴を原ぬるに、人申上候」。能登への海士の来歴については、森田柹園『能登志徴』申上候」。能登への海士の来歴については、森田柹園『能登志徴』

所在は確認されておらず、 永禄一二(一五六九)年を嚆矢とする。しかし、 皆月村へ漁業として春季来り、 水産業の発達」 (前掲注 この記事の信憑性が問 秋季帰帆する事連年也」 (10)) によれば、 長山直治 われている。 「舳倉島旧記 と記され、 「第四章 0

53

- 36 同右D-五六、貞享五年二月一一日「乍恐返答申上候」。
- 37 長山直治 「第四章第三節 水産業の発達」(前掲注 (10)) 参照
- 38 名舟区有文書_ D-五四、 貞享五年二月八日 「乍恐申上候」。
- 40 同前史料

39

同右D-五六、

貞享五年二月一一日

「乍恐返答申上候」。

- 41 「名舟区有文書」D-五五、 貞享五年三月一六日
- 43 42 同右D-五八、 同右D-五七、 享保 元禄 三年 一五年 「名舟村之事」。 「乍恐申上候」。
- 44 同右C-一二、 正徳 一年「乍恐申上候
- 45 同右C-九〇、 天保六年六月「書附を以奉願上候」。
- 46 左古隆 「名舟区有文書解題」 (前掲注 $\underbrace{\widehat{10}}_{\textstyle \bigcirc}$ 参照。 左古は 北日
- ることからトドの可能性もあり」と、要検討としている。 一八世紀後半から一九世紀前半にかけて寒冷気候だったとされ 本
- 47 「名舟区有文書」 I-一〇六、 天明八年三月 「書付ヲ以御願申上
- 48 同右 I-一一五、 寛政一 一年六月 「(胡獱猟指留請書)」 ほか。
- 49 同右 I-一一一、 寛政元年三月 「乍恐紙面を以奉願上候」。
- 50 同前史料
- 52 51 同右 I-一一一、 「名舟区有文書」I-一〇五、 寛政元年三月「乍恐紙面を以奉願上候」。 天明八年三月 「書付を以御願申上 簎 指は縄

- 文・弥生時代に用いられていた石槍同様に手の延長にとどまる漁具 一人の人間が一匹の生き物と対峙する漁具ともいえよう。
- 同前史料。 術の改良も、 てるか、どれだけ早く数打ができるかが競われた」 になると、 ができる、 二〇〇〇年七月) は 鉄炮はもっぱら狩猟と射撃に用いられ、 まさに文明の利器といえよう。 鉄炮は一人の人間によって多数の生き物を仕留めること そうした方向で行われたのであろう。 「鉄炮」の項目で、 『日本歴史大事典』 「戦いのない江戸時代 と解説する。 ζì かに標的に当 技
- 54 同前史料

55

七年 「名舟区有文書」 I-一一〇、 は を要求したがまとまらなかった。 七ツ島での稼ぎの中心は胡獱猟であっただろう。 する限りで、 していた。 五八人の者は二年間稼ぎ、 として銭八○貫文が村に支払われた。この年一一月の年貢方寄合に 百姓八〇人ほどのうち、 合いが持たれ、 う。天明六年暮の年貢方寄合の時、 寛政元年 -の稼ぎ人二○人を除いた五八人の者は、 翌八年の島稼が相談された。 七ツ島のうち三島には巣鷹があり、 また、 名舟村内における胡獱猟への取組方について見ておこ 「在所望之者共江下」すことに決まった。 「七ツ嶋胡獱稼之義ニ付覚書を以申上候」 長山直治 望み人二〇人で島稼ぎが行われ、 三年目からは 「第四章第三節 天明八年「(胡獱稼連判状)」、 在所百姓八〇人ほどのうち、 結局は両者の意見の中間をとり、 翌七年の「嶋稼」について話し 「村方一統稼」に決まった。 上坂村助なる人物が管理 水産業の発達」 八年より三年間の稼ぎ 天明七年は、 もとより、 から判明 _ ___ 在所

権利が質入れされたり年季売りされていたことなども知られる。(10))によれば、島稼は村民の面当たりの権利となっており、この

72

- (56)「名舟区有文書」 I-一三五、(天明八年)「覚書」。
- (57) 同右I-一〇九、天明八年四月「書付を以申上候」。
- (8) 同右I-一一一、寛政元年三月「乍恐紙面を以奉願上候」。
- (の) 引言・ 1 こに、寛女ニニマー「(用資菓言習青書)。(59) 同右I-一一四、(寛政二年) 三月二四日「胡獱猟指留申渡」。
- (6)同右I-一一五、寛政二年六月「(胡獱猟指留請書)」。
- (62) 同前史料。

61

同右 I-一一六、

寛政三年正月四日「口上書を以御願申上

候

73

- 上)」。 (Յ) 「名舟区有文書」I-一一七、寛政三年三月六日「(胡獱稼につき申
- では、「ゑぼし嶋」の名前が確認される。(4)同右I-一一八、寛政三年五月一八日「就御詮義申上候」。この史料
- (65) 同前史料。
- (66)「名舟区有文書」I-一二八、寛政三年九月二日「(宥免請書)」。
- (67) 同右 I 一三〇、子二月廿日「(定稼申渡)」。
- (8)小嶋芳孝「舳倉島と能登―考古学からみた海民の歴史―」(前掲注(8)同右I-一三四、五月一六日「(牧村新左衛門書状)」。
- 舟村に胡獱猟を許可するように斡旋を願い出ていたという。にトド油を用いるため、金沢町奉行所に対して、能登の郡奉行が名(2))によれば、金沢の商人鶴屋太兵衛らが払底した菜種油の代用
- (7)「名舟区有文書」Ⅰ-一三二、寛政四年五月「覚
- (71)同右I-一八八、寛政八年八月改「覚」。

- 天保九年に著された北村穀実の『能登国採魚図絵』は、 の項目を立て、 上るを、 鉄炮に打也。少しにても高みへせり合上るものにて、島の絶頂へ と」は、 へ上り追々打る」也 鉄炮に臆せぬものにて、 鉄炮に打ハころかりおつると、 入梅中七ツ島へ上る也。其頃、 名舟村の胡獱猟について次のように記している。 頭に居候胡獱打落され候へハ、次に 名舟村より狩人とも渡、 次のとく、 又其所へ上る 胡 **强打**
- 同右 I 一三五、(天明八年)「覚書」。
- て御答申上)」。 (4) 同右I-一五六、子(寛政四年)一〇月八日「(御尋につき覚書を以
- て御答申上)」。(75)同右I-一五七、丑(寛政五年)正月「(御内分御尋につき覚書を以
- (76)同右I- 一三七、文化三年四月「乍恐書付を以奉願上候」。
- を以て申上)」。 (77) 同右I-一三八、寅(文化三年)八月「(海士七ツ島入込につき覚書
- 和順納得仕申ニ付書付を以申上候」。 (78) 同右I-一四二、文化六年二月二七日「名舟村与輪嶋海士申分一件
- (7)同右I-一四二、文化六年二月二七日「(鵜川村喜三兵衛等申上)」。
- (8) 同右 I 一四三、巳(文化六年)一一月「(冥加銀用捨申渡)」。
- 司 lī : 一口 lī、 元永 lī 三一)]「〈天' □艮 lī 文 二内頁〉。同右 I 一四四、文化八年五月朔日「今般御尋二付申上候覚書」。

81

83 82

- 司ゴニー「蒀)、三保一三三一)」「書すべ人を頁 三戻。同右Ⅰ-一四五、天保二年一○月「(冥加銀五枚上納願)」。
-)同右I-一五一、嘉永二年一二月「(七ツ島稼につき申上)」。)同右I-一五〇、天保一三年一〇月「書付を以奉願上候」。

(8)同右I-一五三、安政四年四月一四日「(七ツ島稼につき請書)」。

天保一〇年七月「書附ヲ以御歎申上候

(87) 同前史料。

86

同右 I - 一四七、

- おり、ここでは仮に「七三郎」とした。 三郎」とある。しかし、他の史料では「七郎左衛門」とも記されて(88) 文書では、名前の「七」以下は破いてあるが、一か所破り損ね「七
- (8)「名舟区有文書」I-一五〇、天保一三年一〇月「書付を以奉願上
- 90 同前史料。 くれるものといえよう。また、「皮多」と呼ばれた人びとが居住し ここでは密猟のケースとはいえ、そうした点に一定の示唆を与えて その作業は、 ることによるのではないかと指摘している。 びとが携わっていることに注目し、 九二年一月) として―」(『伊勢と熊野の海』 ついては明確にしえない。先に金沢商人の関与について触れたが、 人や商人等の手を経て加工、 するものであっただろう。 た浅野村や三日市村の人びとが関わっていたことにも注目される。 .中喜男編 場合でも狩猟人自身の手によって行われていたものと思われる。 参照。 ところで、 田上繁「熊野灘の古式捕鯨組織 『加賀藩被差別部落史研究』(明石書店、一九八六年八 は、 皮を剝ぎ、脂肪を煮沸して油を抽出し、 鯨の解体の場合ではあるが 胡獱の解体作業は、 ただこれらの品々が、 商品として流通・売買されていたかに 海と列島文化第八巻、 海棲とはいえ鯨が哺乳動物であ おそらく名舟村でも密猟 太地・古座両浦を中心 「穢多」と呼ばれた人 その後いかなる職 小学館、 残滓を肥料と

- (91)「名舟区有文書」I-一三二、寛政四年五月「覚」
- 遺跡詳細分布調査報告書』(前掲注(2))参照。左古隆「第七章 七ツ島の近世胡獱猟」(『舳倉島・七ツ島(大阜
- (アン) 桑留。 磯野岳臣「日本で出会えたはずの鰭脚類、ニホンアシカ」(前掲注

93

94

史Ⅱ〈江戸時代〉』伊東市、二○一九年三月)参照。市史編集委員会・伊東市教育委員会編『伊東市史通史編 伊東の歴拙稿「第四章 海村 第五章 漁業と海域社会 第六章 山野」(伊東

People Living with the Sea and Sea Creatures: Nafune Village, Noto Province since the Edo Period

IZUMI Masahiro

Off the coast of Wajima City, a town at the tip of the Noto Peninsula, are islands called Nanatsujima and Hegurajima. Hegurajima, widely known as "the island of divers," was already inhabited by people in the Yayoi period. It is known that people were also active from early on in Nanatsujima, which is on the way to Hegurajima. The greatest motivation for people to go to Hegurashima from as far back as the Yayoi period was to hunt Japanese sea lions. In Noto, Japanese sea lions were called 'Todo,' and it has become clear that while Todo hunting was held on Nanatsujima even in the Edo period, it ceased in the Meiji period. The main subject of this paper is the battle of the people living by the sea over this hunt or, In other words, the battle between sea creatures and people living by the sea. The Japanese sea lion, which has been confirmed to have lived throughout the sea around the Japanese archipelago since the Jomon period, is currently classified as "endangered" on the Ministry of the Environment Red List, which marks it as particularly vulnerable to extinction. With this fact in mind, this paper attempts to examine the many battles over hunting called Konyu fought on Nanatsujima Island by people living in Nafune-mura, Fugeshi County, Noto Province (present Nafune-machi, Wajima City, Ishikawa Prefecture) in the Edo period, with a focus on 'nature and civilization.' As a premise, theis paper also refers to the conflict over Hegurajima Island between Nafune-mura and the divers of Kanegasaki of Chikuzen Province who had settled in Noto. Sea lions had a thick layer of fat under their fur, so oil extracted by boiling the fat was mainly distributed as a commercial product in the Edo period. Fur pelts were also used as raw material for leather products, and the meat and bones remaining after the oil had been extracted were used as fertilizer. This article is also an attempt to investigate the positioning of this in the overall history of civilization in the Edo period by examining in detail not only the battles among fishermen, but also with the merchants and the Kaga domain over hunting and competition, as its commercial value increased.